

保険薬局における掲示事項

【調剤基本料（3 ハ）】

当薬局は、調剤基本料「3 ハ」の施設基準を満たした薬局です。

【連携強化加算】

当薬局は、下記の基準に適合しております。

- ・都道府県知事から第二種協定指定医療機関として指定されています
- ・感染症対策に関する保険薬剤師向けの研修や訓練を年1回以上実施しています
- ・个人防护具の備蓄しています
- ・感染症発生時にも、要指導医薬品・一般用医薬品・検査キット・マスク等の衛生材料を安定して提供できる体制を事前に整備しています
- ・自治体等の要請に応じて、避難所・救護所への医薬品提供や人員派遣などの協力体制があります
- ・災害対応に関する研修・訓練を年1回以上実施しています
- ・災害や感染症発生時の対応手順等を事前に整備しています
- ・情報通信機器を活用した服薬指導が可能な体制を整えています
- ・要指導医薬品、一般用医薬品、検査キットの取り扱っています

【後発医薬品調剤体制加算 3】

当薬局は、後発医薬品調剤体制加算 3 の施設基準（直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 90% 以上）に適合する薬局です。

【医療 DX 推進体制整備加算】

当薬局では、以下の要件を満たし、医療 DX 推進体制整備加算の届出を行っております。

- ・オンラインでの調剤報酬請求が可能な体制
- ・オンライン資格確認の導入と、その情報の活用
- ・電子処方箋に対応した調剤体制
- ・電子薬歴を用いた薬剤服用歴の管理
- ・電子カルテ情報共有サービスを利用した診療情報の活用
- ・マイナンバーカードによる保険証利用の一定割合以上の実績
- ・情報セキュリティ（サイバーセキュリティ）対策の整備

【かかりつけ薬剤師指導料】

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意のもと、「かかりつけ薬剤師指導料」を算定しています。

- ・保険薬剤師としての実務経験が3年以上
- ・週32時間以上の勤務実績
- ・当薬局に1年以上勤務
- ・研修認定薬剤師資格を保有
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

「かかりつけ薬剤師」として、複数の医療機関の処方箋を一元的に管理し、服薬の重複や相互作用などに配慮したサポートを行います。

【医療情報取得加算】

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。